

The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

資料4

経営研究調査会研究報告第32号 「企業価値評価ガイドライン」 主な改正予定事項

日本公認会計士協会

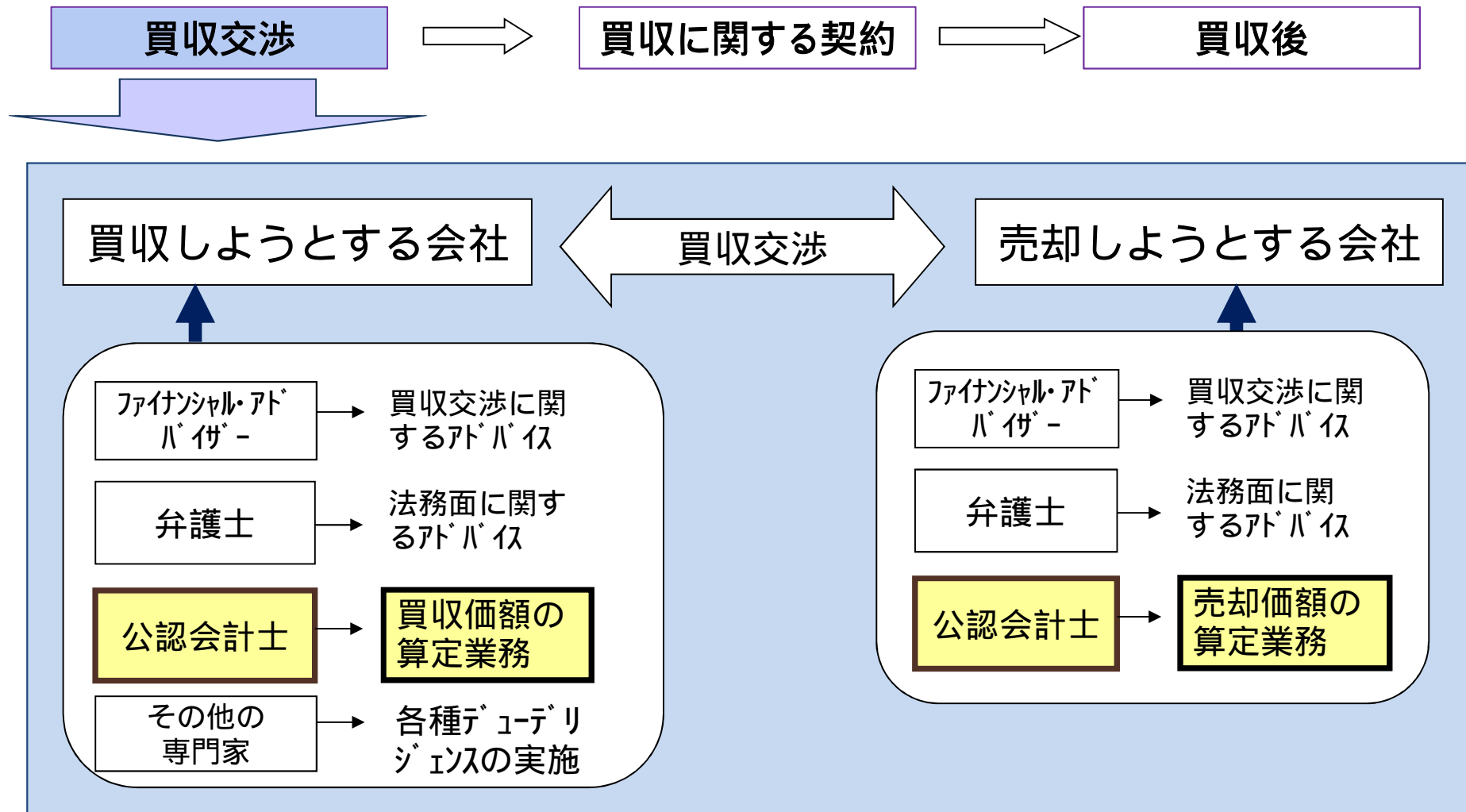
2013年3月13日

企業価値評価ガイドラインの概要と改正予定事項

- ガイドラインは、我が国の企業価値評価実務を取りまとめた研究報告。（M & A や裁判所からの株価鑑定での利用を目的としている。）
- 監査部会における議論を踏まえ、公認会計士は企業価値評価を悪用した不正に関与してはならないこと、企業価値評価を巡る紛争の予防又は回避に配慮する必要があることに言及する。また、公認会計士は、この業務を行う際にも、当然に倫理規則を遵守する必要があることにも言及する。
- ガイドライン本来の趣旨が理解されにくい表現等の部分については、より明瞭な記載にするための改正を行う。

企業価値評価の算定業務

M&Aにおける算定業務の位置付けのイメージ図



論点1:企業価値評価業務の性格の明確化・周知(1)

- 監査と異なり、報告の利用者が限定されている合意された手続等の業務について、その手続の性格に関して広く周知する必要があるのではないか。(H24/11監査部会資料)

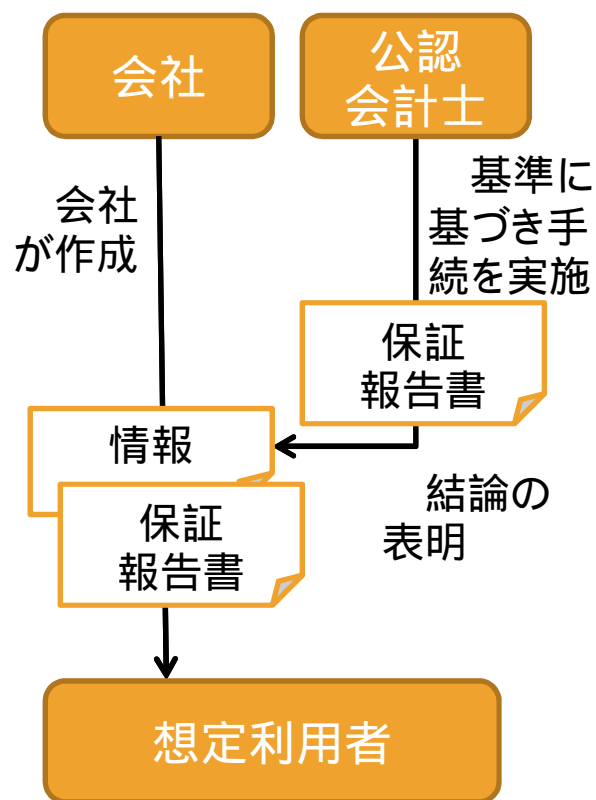
- **ガイドライン改正点：企業価値評価における算定業務の性格を明確に記載**

- 企業価値評価における算定業務は、算定人が自ら算定を行う業務であり、他の者の作成した情報について、独立の第三者が結論を述べる保証業務、実施した手続の実施結果を報告する合意された手続業務とは異なる。
- 企業価値評価における算定業務には、専門家の判断が必要で、算定人は、専門家の立場で総合的に検討・分析し、判断する(評価アプローチの検討、そのアプローチの中の評価法の選定、提供された情報の有用性、さらには、パラメーター等の推定)
- 算定人は、算定結果に対して、個別・具体的に、また、批判的にその結果を検討する評価専門家(検討人)が存在することを強く意識して、業務を行う必要がある。

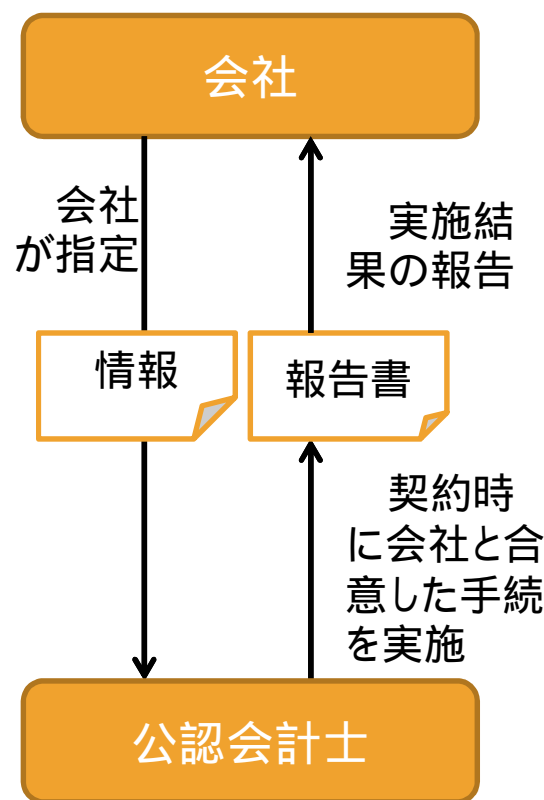
論点1:企業価値評価業務の性格の明確化・周知(2)

各業務のイメージ図

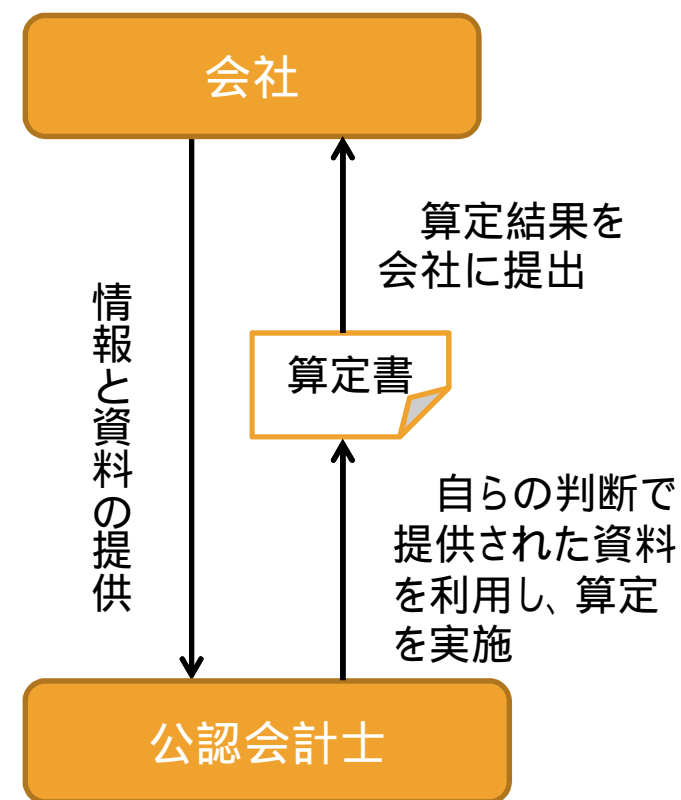
< 保証業務 >



< 合意された手続業務 >



< 評価業務 >



論点2:評価業務に際しての提供された情報の有用性の 検討・分析(1)

- 株価算定に係る「企業価値ガイドライン」においては、「合意された手続」に類似した手続ということから、基本的には、会社からの情報をそのまま利用できることになっているが、有用性の観点からの検討分析の結果、職業専門家としての公認会計士が不適切と判断した場合には適切な対応をとることを明確する必要はないか(H24/11監査部会資料)
- **ガイドライン改正点：企業価値評価における専門家としての判断(提供された情報が利用可能か検討分析)が必要である旨を明確化**
 - 提供された情報を無批判に、機械的に使用するのはではない。
 - 有用性の観点から、専門家としての慎重さと批判性を発揮。
 - クライアントからの提供資料が有用性の点から不適切と判断した場合は、訂正・再提出を依頼し、不採用もある。
 - 場合によっては、業務を受嘱しない。あるいは、業務委託契約の途中解約などの対応が必要。

論点2:評価業務に際しての提供された情報の有用性の 検討・分析(2)

現行の記載（2012年11月の監査部会資料で部分引用された箇所）の改正

評価は、依頼人との一定の契約関係や双方の合意を前提に実施される。そのため会社から入手する資料に関して、真実性・正確性・網羅性を検証するための手続を別途行うことは稀である。

評価対象会社から入手する資料に関するこれらの検証に代えて、評価に際して採用できるかといった有用性の観点からの検討分析が必要である。

その結果入手した資料が有用性の点から不適切であると判断した場合、資料の訂正、再提出を依頼する必要がある。例えば、次のような場合には、当該情報を不採用とすることになる。

依頼人の発言に明らかな虚偽があった場合

正当な理由がないにもかかわらず非協力的な対応で基礎資料を十分に得られなかった場合

入手した資料に意図的と思われる改ざんや脱漏があった場合

入手した資料の間で整合性のない場合や明らかな不一致があった場合

評価人が独自に入手した基礎資料と傾向性などで明らかな不一致があった場合

- 最初に資料の有用性の分析・検討が必要であることを記載する。「稀である」は「義務を負うものではない」に修正し、後段に記載する。

- 「検証」の意味の補足

慎重さと批判性を発揮して、提供された情報の検討・分析を行う必要がある旨追加

「公認会計士等が企業価値評価等の評価業務を依頼された場合の対応」

平成 24 年 7 月 6 日

日本公認会計士協会

新聞等で報道されている一部上場企業における不祥事は、資本市場の信頼性の観点から遺憾な事態であるが、当該不祥事に絡み、公認会計士が実施した企業価値評価等の評価業務の結果を利用されたとの報道がなされている。

会員各位におかれては、誠実かつ適切に業務を行っているものと思われるが、業務を受嘱し、実施するに当たっては、本通達を踏まえて適切な対応を行うよう改めて留意していただきたい。

1. 倫理規則における基本原則の遵守

公認会計士等として企業価値評価等の評価業務を受嘱し、実施するに当たっては、倫理規則第 2 条に基づき、第 3 条から第 7 条に定める、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動の基本原則を遵守することが求められていることに留意しなければならない。

特に第 3 条の誠実性の原則においては、

第 3 条 会員は、常に誠実に行動しなければならず、次のような報告その他の情報であると認識しながら、その作成や開示に関与してはならない。

- 一 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報
- 二 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報
- 三 必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報

2 会員は、前項各号の情報が含まれていることを知ることになった場合には、当該情報への関与を速やかに中止しなければならない。

とされており、業務の受嘱及び実施時には、同条第一項第一号から第三号にあるような重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報等の作成や開示に関与しないよう留意されたい。

具体的には、以下のような事項を確かめることにより、上記の趣旨に従った業務が実施できず、結果として情報の信頼性が確保できないような状況が存在していないことを確認しなければならない。

依頼人にとって企業価値等の評価が必要となった背景

依頼人が企業価値評価等の評価業務を依頼する意図（ニーズ）

実際の依頼内容（合意して行う具体的手続）

業務を実施するに当たり、依頼人から提供される情報の内容

当該業務を行う上では概念的枠組みアプローチを適用し、認識した阻害要因の重要性の程度が、許容できる水準ではないと評価された場合、セーフガードを適用して、当該阻害要因を除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。セーフガードとしては、例えば、当該業務に関与しなかった会員に、当該業務を検証させるか、必要に応じて他の助言を提供させること、他の会員等といった第三者に相談すること等の対応が考えられる（倫理規則の付録2及び4）。

なお、受嘱や実施の過程で、上記のような趣旨が保たれない状況があると認識された場合は、依頼人と協議して趣旨が保たれるような状況の確保を図り（有効なセーフガードの実施）確保が図れない場合は、受嘱を辞退又は契約を解除しなければならない（第14条/第15条/第17条）。

2. 情報の作成及び報告（倫理規則第36条・第37条）

企業価値等評価書の作成に当たっては、上記の趣旨を鑑み、適切かつ正直に実施しなければならない。

また、当該業務の実施に当たり、不正な情報の作成又は報告に関与させようとするプレッシャーを受けることも考えられる。こうした場合には、同様に概念的枠組みアプローチを適用するが、当該プレッシャーがもたらす阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できない場合、誤解を招くおそれがあると判断した情報への関与を拒否しなければならない。

一方で、企業価値評価等の評価業務は当然のことながら監査その他の保証業務とは性質が異なることから、保証業務と誤解若しくは混同されないように十分に留意して業務を実施し、企業価値等評価書の作成等を行う必要がある。具体的には、例えば、「企業価値評価ガイドライン」（経営研究調査会研究報告第32号）や「事例に見る企業価値評価上の論点 - 紛争の予防及び解決の見地から -」（経営研究調査会研究報告第41号）等を参照されたい。

以 上